

## 論点3 計画作成時、利用定員設定時の広域調整について

### 基本指針から

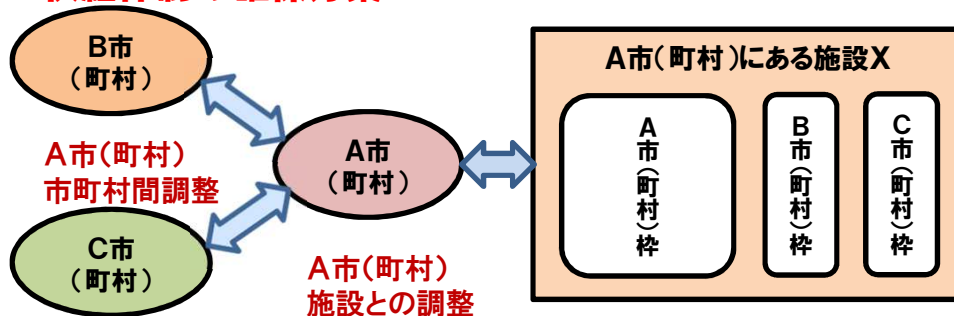
都道府県は、市町村に一定期間ごとに報告を求める等の連携を図るとともに、広域的な観点から調整する必要があると認められる場合は、十分な調整を図ること。

都道府県は、教育・保育の利用及び地域子ども・子育て支援事業について、市町村間の調整が整わない場合等必要な場合において、市町村事業計画の作成時における都道府県への協議及び調整について、必要な事項を定めること。

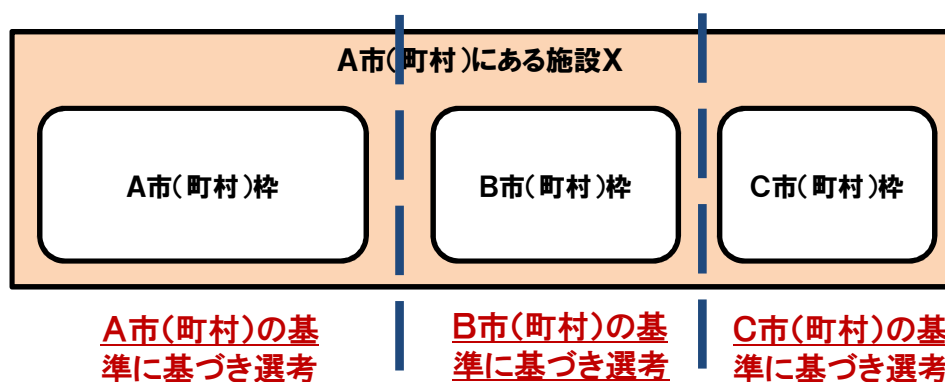
特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき及び変更しようとするとき、あらかじめ都道府県知事と協議を行うこととされていることから、当該協議の手続き等について定めること。

### 和歌山県の対応方針（具体的な広域調整のイメージ）

#### 供給体制の確保方策



#### 保育利用希望の広域調整



案)

- ① A市(町村)から、施設Xに27年度からの5年間の利用定員の見込みを照会
- ② 施設XはA市(町村)に利用定員の見込みを提出
- ③ A市(町村)は、施設XのB市(町村)、C市(町村)の利用定員をB市(町村)、C市(町村)に情報提供する。
- ④ A市(町村)が中心となって、B市(町村)、C市(町村)と調整して利用定員を設定し、施設Xと調整する。(市町村間や施設との間で調整がつかない場合、和歌山県に広域調整を依頼する。)

案)

- ① A市(町村)はA市(町村)の基準に基づき、A市(町村)の枠内で利用者の選考を行う。(B市(町村)、C市(町村)も同様。)
- ② 定員に空きが出た市町村が出てきた場合は、A市(町村)が中心となって調整し、他の市町村に再配分する。(市町村間で調整がつかない場合、和歌山県に広域調整を依頼する。)



具体的な調整方法や手続は、市町村との意見交換等を通じ、今後検討